

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県市原市岩崎二丁目21番地18

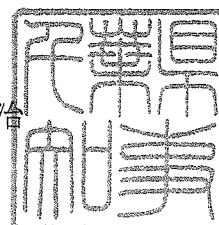
氏名 株式会社 メイナン
代表取締役 吉田 玲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治

許可の年月日 令和3年3月5日



許可の有効年月日 令和10年1月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

コピー厳禁

(2) 産業廃棄物の種類

ア 収集・運搬（ただし、積替・保管を除く。）に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、(オ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、(ク) 動植物性残さ、(ケ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、(コ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、(サ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 収集・運搬（ただし、積替・保管を含む。）に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（蛍光灯に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、(イ) 紙くず（石膏ボードに限る）、(ウ) 金属くず（蛍光灯に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、(エ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（蛍光灯及び石膏ボードに限り、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、(オ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含まない）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
許可証別紙1のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 積替・保管は、2.に記載する施設で行うこと。保管時はコンテナにシート掛けすること。
- (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自ら行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年1月28日 新規許可
令和3年3月5日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

コピー厳禁

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

産業廃棄物の種類		積替・保管場所の面積	最大保管量	数量	施設の所在地
石膏ボード (紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)	石綿含有産業廃棄物を含まない	15.5 m ²	20.5 m ³	1	千葉県市原市能満字中原太郎 2080番76の一部
蛍光灯 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	石綿含有産業廃棄物を含む	15.7 m ²	20.5 m ³	1	
がれき類		7.8 m ²	10.3 m ³	1	

コピー厳禁